

規則

「千曲市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を
ここに公布する。

令和7年12月26日

千曲市長 小川 修一

千曲市規則第56号

千曲市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

千曲市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成15年千曲市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第7条第2項」を「第6条第2項」に改める。

第13条第3項中「第2項」を「前項」に改める。

第28条第1項中「第27条」を「前条」に改める。

別表第6のア行政職給料表初任給基準表（一）中

「

「

1級 25号俸
1級 15号俸
1級 5号俸
1級 21号俸
1級 11号俸
1級 1号俸

」を

1級 27号俸
1級 17号俸
1級 7号俸
1級 23号俸
1級 13号俸
1級 3号俸

」に改め、

同表のイ行政職初任給基準表（二）中

「

「

1級1号俸
1級1号俸

」を

1級3号俸
1級3号俸

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。